

## 6. 茨城県リサイクル建設資材評価認定制度事務処理要領

### 第1 目的

この要領は、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度実施要綱(以下「要綱」という。)第23条に基づき、認定を受けようとするリサイクル建設資材(以下「申請資材」という。)の申請に関する事務処理等について、必要な事項を定める。

### 第2 評価事務局

リサイクル建設資材の評価、認定等の事務は、土木部検査指導課及び財団法人茨城県建設技術管理センター(以下「管理センター」という。)で行う。

### 第3 申請の受付・事前審査等機関

リサイクル建設資材の認定申請の受付業務、事前審査等は、管理センターで行う。

### 第4 事前協議

認定を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前協議を行うものとする。

### 第5 申請

申請者は、申請資材の認定を申請するときは、申請書(様式1～5)に必要な事項を記載し、必要書類を添付のうえ申請するものとする。この場合において、試験が必要な申請資材については事前に試験を行い、その試験結果を提出するものとする。なお、申請に必要な試験については、事前協議で打ち合わせのうえ実施するものとする。

2 申請者は、別紙に定める手数料のうち必要なものを管理センターに納入するものとする。

### 第6 試験

申請資材及び申請資材に使用している再生資源(以下「再生資源」という。)の試験については、管理センターで実施するものとする。ただし、管理センターで取り扱っていない試験については、申請者が該当する公的試験機関(別表参照)で試験をし、その試験結果を提出するものとする。ただし、公的試験機関が該当する試験を行っていない場合は、第三者機関が実施した試験結果を添付すればよいものとする。なお、申請時に提出する試験成績書又は証明書は、原則として3ヶ月以内に実施したものとする。

2 JIS製品及び茨城県土木部指定工場制度による指定を受けている再生加熱アスファルト混合物、再生砕石(以下「指定工場資材」という。)については、最新の試験成績書又は証明書を添付することにより、その試験項目を省略することができる。

3 JIS表示の再生資源は、製品検査証明書(ミルシート)を添付することにより、その試験項目の試験を省略することができる。

### 第7 事前審査及び工場調査

管理センターは、申請書内容について事前に審査・確認し、工場調査を行う必要があると判断した申請資材については、工場調査通知書(様式11)により通知し、職員を派遣して工場調査を実施するものとする。その結果、申請資材等に対する措置を指示した事項は、認定時の条件に付することができるものとする。

2 認定後において、資材の品質等(工場含む)を確認する必要がある場合も前項と同様に扱う。

3 1項及び2項に係る費用については、申請者の負担とする。

## 第8 立ち会い

申請資材のうち、コンクリート二次製品などの大型構造物で自社試験が適切と判断されるものは、職員を立ち会わせるものとする。

## 第9 認定後の品質管理

認定を受けた者は、認定資材（指定工場資材を除く）について、申請時に提出した品質管理基準に基づき、品質の維持管理に努めなければならない。なお、更新の申請時には、その試験結果を提出するものとする。

## 第10 認定資材の一覧の管理

認定資材については、評価事務局が一覧を作成し公開するとともに、情報の管理をする。

## 第11 要綱第11条第3項の報告

原則として公的機関の検査結果を添付するものとするが、社内検査の結果により代替することができる。なお、環境に対する安全性の報告については、安全を証明する原材料の実態を把握した書類により代替することができる。

## 第12 試験試料の採取及び保存

要綱第11条第4項に規定する、環境に対する安全性を確認するための試験試料は、試験用と保存用を同一箇所から同時期に採取し、保存用試料は容器に入れ封印し、申請者、管理センター双方で保存しなければならない。

## 第13 使用実態の把握

要綱第14条第3項の原材料の実態は受入日、納入者名、原料名、再生資源の処理方法、発生場所、数量等を、使用実態は出荷日、納品先、用途、納品場所、資材名、規格、数量等が把握できるよう台帳を整備する。

## 第14 溶融スラグ（JIS A 5031、JIS A 5032（以下「JIS規格」という。））の暫定措置

JIS規格の解説に準じ、暫定措置として、溶融スラグ単体で含有量基準を満足しない場合でも、含有量基準の3倍以内であれば、溶融スラグ製造者の責任の下で他のコンクリート用骨材又は他の道路用材料と配合したものによって含有量基準のみならずこのJIS規格のすべての項目を満足する品質を溶融スラグ製造者が保証できる場合には、このJIS規格の適用を妨げるものではない。

## 別表 公的機関の範囲

1. 国、県が所管している試験機関
  2. 登録試験事業所(工業標準化法第57条の規程に基づき登録を受けた試験所)
  3. 環境計量証明事業所(計量法第107条の規程に基づき、濃度の事業区分により登録を受けた事業所)
  4. JIS Q 17025に基づき認定登録を受けた試験所
  5. 財団法人の検査機関
- ※申請者又は申請者の関連会社の試験所、事業所を除く。

## 附 則

この要領は、平成16年10月 1日から適用する。

この要領は、平成19年 2月 5日から適用する。

この要領は、平成19年11月16日から適用する。